

ブルーレイディスクの早期指定を求めます

このたび文化庁から、ブルーレイディスクを現行の私的録画補償金制度の対象に加える政令案が示されたことにつきましては、関係各位のご努力に対し、心からの謝意を表したいと思います。

しかし一方で、すでに明らかにしております通り、ダビング 10 への移行過程で述べられた「クリエイターへの適正な対価の還元」とは、「私的録画から生じる果実が適正に権利者に還元されること」であります。ブルーレイディスクの現行制度による指定は、現行制度の枠内で当然行われるべき事が行われるにすぎず、そのことで、権利者の考える「クリエイターへの適正な対価の還元」が実現されるものとは考えておりません。

なお、昨年 6 月に経産、文科両大臣の合意が発表され、またダビング 10 も実施されながら、約 7 カ月間も指定が実行されていないことについては、極めて異常な事態と言わざるを得ません。仄聞するところによれば、今回の政令案策定に関する経産、文科両省の調整過程において、「現行の録画補償金はアナログ放送の録画に限定したものである」との解釈が述べられ、その解釈に基づく制約を政令案に付すべきとの主張がされたようです。しかしながら、経産、文科両大臣の合意においては、今回の指定が、デジタル放送のコピールールであるダビング 10 の早期実現のための環境整備であるとのことがすでに明言されており、このような主張が行われること自体あり得ないことです。よって、今回文化庁から示された政令案につきましては、関係者が速やかに合意されるものと確信しております。

また、今後そうした議論につきましては、省庁間の机の下ではなく、開かれた公開の場において行われるべきものと考えております。

さらに、もし万が一、今後発売されるアナログチューナー非搭載の DVD レコーダー等について、「制度の対象とはならないので協力義務は果たさない」というメーカーが現れた場合には、明確な法令違反として、法的措置も辞さないことを申し上げておきます。

私的録音録画の実態に即した補償金制度の早期見直しを求めます

現在録画問題ばかりに焦点が当たっていますが、録音補償金については、MD からのデバイス移行が進む中、補償金額が激減する事態を迎えています。録音については、著作権保護技術と補償の必要性に関するメーカーの主張においても補償の必要性が残る分野ですが、そうした主張でありながら、補償金制度の見直しに全く協力しようとしなないメーカーの姿勢は、理解に苦しみます。

今回のニコニコ動画で関係権利者 7 団体が実施した「私的録音録画に関する実態調査報告」でも明らかなように、今世の中には、合法非合法を問わず「コピーされたコンテンツ」が大量にあふれています。その大きな一角をなす「コンテンツの私的複製」に関する制度問題が棚上げにされたままで、コンテンツ流通ビジネスの促進が語られ、さらにそのためには権利者の権利を制限せよとの提案までがされるような現状に対して、われわれは強い怒りと危機感を覚えます。私的複製の問題は、コンテンツ流通の根幹に位置する問題であり、その解決抜きに流通の促進を語ることはできません。

解決が長引けば長引くほど、権利者の不利益は拡大します。一刻も早く、私的録音録画の実態に即した補償金制度の抜本的な見直しが行われるよう、関係するみなさんの理解を求めます。

2009年2月5日

デジタル私的録画問題に関する権利者会議

CULTURE FIRST 推進 91 団体